

内閣府特命担当大臣（デジタル改革、消費者及び食品安全）河野 太郎 殿  
消費者庁長官 新井 ゆたか 殿  
消費者庁表示対策課長 南 雅晴 殿

## 景品表示法検討会報告書に対する意見

2023年2月9日

一般社団法人 新経済連盟

2023年1月13日に「景品表示法検討会」の報告書（以下「報告書」といいます）が公表され、今後、報告書の内容を踏まえて、法改正による対応が必要とされた点については、景品表示法の改正に向けた作業や手続が進むものと認識しております。本報告書はパブリックコメントに付されていませんが、本報告書の内容及び今後の法改正に関して、経済団体として以下のとおり意見を提出します。

### 1. 全体を通して

報告書では、社会状況の変化を踏まえた、法制度の在り方について、各論点ごとに検討・提言がなされており、制度の見直しが必要とされた事項については、今後、制度設計・見直しの詳細についての検討を注視していきたいと考えている。

他方、景品表示法に関しては、法制度の在り方とともに、不正ブローカーに依頼するなど不当表示をさせている事業者（広告主）への法執行が行き届きにくいなど、法執行に関する課題もあるものと認識しており、制度・規制の実効性を高めるための強力な取組についても、引き続き検討・実行をお願いしたい。

### 2. 事業者の自主的な取組の促進（確約手続の導入）について

不当表示事案の早期是正を図るため、独占禁止法を参照した確約手続を導入し、また、導入に当たっては、「景品表示法の目的達成のために必要かつ十分な措置となる観点から、確約手続の対象、返金措置の位置付け、認定された確約計画の公表、確約計画が履行されなかった場合の対応等」を「ガイドライン等で明確化を図るべき」としている。

確約手続に関する制度の詳細については、今後明らかにされることになるが、法改正及びガイドライン等の策定に当たり、現時点において特に以下の点に留意すべきである。

#### (1) 確約計画の公表について

認定された確約計画の公表について、独占禁止法の確約手続では、認定された確約計画は、認定の取消し等がない限り一律に公表することとされている。

景表法の確約手続についても一律に公表することとされた場合、法違反を認定するもので

はないとしても、レピュテーションリスクへの懸念を有する事業者は一定程度存在すると考えられる。すなわち、確約計画認定の結果、景表法違反の疑いがあったとして事業者名が公表されるのであれば、事業者としては結局措置命令を受ける場合と変わらず、また、確約手続に乗らずに調査が継続した結果、行政指導にとどまるのであれば事業者名は公表されないことになるため確約手続に乗らない方がよいと判断する事業者も存在することが想定される。

そうした結果、確約手続の活用が低調となり、不当表示事案の早期是正を図るという制度導入の趣旨を損なれることを避けるためにも、単に独占禁止法と同様とするとの理由で一律公表することとはせず、公表する事案及び公表する内容について、事業者の意見も幅広く聴取するなどしながら、慎重な制度設計をしていただきたい。

## (2) 返金措置の位置付けについて

景表法の確約手続については、検討会において、消費者への返金措置も確約計画に必ず含まれることとすべき旨の意見もあったと承知している。

しかしながら、報告書第2の1の(2)のイでも指摘されているような消費者と直接取引しない場合や、返金すべき消費者の特定が困難な場合など、消費者に対する返金が困難な事案も存在する。返金措置を確約計画に必ず盛り込まなければならないこととすれば、事業者としては確約計画の作成が困難となる場合が増えて確約手続の活用が低調となり、不当表示事案の早期是正を図るという制度導入の趣旨を損なうこととなりかねない。

したがって、返金措置については、確約計画に必ず含まれるべきものとはせず、事案に応じて措置するものとするのが適切である。

## (3) ガイドライン等の策定の過程について

確約手続の導入後には、制度の詳細を定めるガイドライン等の策定が進められることになるが、策定に当たっては、単にパブリックコメントにおいて成案を示して意見を募るだけでなく、可能な限り早期の段階から、事業者も含めた関係者と幅広く意見交換をしながらガイドライン等の文案を作成していくなど、丁寧な過程を踏んでいただきたい。

## 3. 違反行為に対する抑止力の強化について

繰り返し違反行為を行う事業者に対する割増算定率の適用については、どのような「繰り返し」違反が対象となるのかが報告書からは必ずしも明確でなく、割増するために「粗探し」するような事態が懸念される。また、景品表示法における不当表示の認定には、「一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれ」があれば足り、消費者が実際に誤認した事実や自主的かつ合理的な選択を阻害された消費者の存在は必要とされていないことから、悪質事業者への対応としての割増算定率の適用においては、誤認の事実や消費者被害があること、前回の措置命令を受けて実施するとしていた体制等の改善が、事業者自らの報告に反してなされていなかったことなどを要件とし、対象が悪質事業者に限られるような基準を設

けるべきである。

#### 4. 刑事罰の活用について

故意に違反行為を行う悪質な事業者が存在することから、こうした事業者については、行政処分にとどまらず、刑事罰による抑止の対象とし、直罰規定導入を検討すべきとしている。

もとより刑事罰の適用については刑事司法機関により判断されるものであるが、直罰規定が導入されると、どのような違反を「悪質」ととらえて刑事罰が適用されるのか、報告書からは必ずしも明らかでない。

報告書において、悪質な事業者の例として、「何ら根拠を有していないことを認識したまま表示を行う」というものが示され、悪質ではない事業者の例として、「ある程度の根拠はあるが過度に誇張してしまった」というものが示されているが、そもそも従来の措置命令においては提出された資料がどのような点で根拠として認められないのか、認められるのか、ある程度の根拠はあるのかないのかといった情報は公にされず、不実証広告事案に至っては、公表資料は「当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった」との一言で終わることが多い。直罰規定を導入するのであれば、措置命令事案や措置命令に至らなかった事案の根拠資料の考え方についての情報提供を積極的に行うなど、事業者が違反を回避するためのヒントとなる取組を実施いただきたい。

また、考えられる対応として、「表示と実際に乖離があることを認識しつつ、これを許容して違反を行うという悪質な者」との記載があるが、不当表示規制の趣旨及び刑事罰相当の悪質事案を対象とする趣旨からして、「表示と実際に著しい乖離があることを認識しつつ、消費者を誤認させるためあえて違反を行うという悪質な者」といった、より悪質な者を対象としつつ、消費者による誤認の事実や消費者被害の存在も要件とすべきである。

今後、直罰規定導入を含む景表法改正を行うにあたっては、適用要件を明確にするとともに、消費者庁において、直罰規定導入の趣旨、想定している直罰規定の適用事案などについて、できる限り具体的かつ丁寧に説明し、事業者等に過度な萎縮効果をもたらさないよう十分配慮いただきたい。

#### 5. 課徴金の対象の拡大について

報告書においては、結論として「引き続き、指定告示に係る表示の執行状況も注視しつつ、中長期的な検討が必要」とされているが、報告書にもあるとおり、指定告示は、国会審議を経ずに内閣総理大臣が指定できるものであること、指定告示に係る不当表示は「一般消費者に誤認されるおそれ」があれば足りることなど、優良誤認表示や有利誤認表示とは大きく異なる種類の不当表示であること、現に課徴金の算定が不可能である類型も対象となっていることを踏まえ、課徴金の対象を指定告示事案にも拡大することには強く反対する。

## 6. デジタル表示の保存義務について

報告書においては、結論として「現時点では、現実的に事業者の負担が大きく、慎重な検討が必要と考えられる」、「改定された『事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針』に基づく措置の取組状況も注視すべき」とされているが、報告書にもあるとおり、表示には口頭を含め様々な媒体や形態があるところ、あらゆる表示媒体の中でデジタル表示についてだけ、不当表示がないにもかかわらず、一般的・一律に事業者に保存義務を課すことには、全く合理性がなく、また、デジタル表示に関わらず一般的・一律に表示の保存義務を課すことは、規制によってもたらされる効果と社会全体が負う経済的負担との均衡も著しく損なわれることから、事業者に表示の保存義務を課すことには強く反対する。

以上